令和元年12月25日(水)

令和元年度第2回希少野生動植物種専門家科学委員会

○環境省(田中) それでは、予定の時刻になりましたので、令和元年度第2回希少野生 動植物種専門家科学委員会を開催させていただきます。

まず、本委員会の委員を紹介いたします。資料の出席者名簿の上から順に御紹介をさせていただきます。タブレットの方はタブレット端末、傍聴者の方は出席者名簿を御参照いただければと思います。

東京女子大学現代教養学部教授の石井信夫委員。

大阪府立大学名誉教授・学長顧問の石井実委員。

山階鳥類研究所副所長の尾崎委員。

神戸大学名誉教授の角野委員。

国立研究開発法人海洋研究開発機構特任参事の白山委員。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所特任教授の中静委員。

北海道大学大学院農学研究院教授の中村委員。

公益社団法人日本動物園水族館協会専務理事の成島委員。

筑波大学大学院人間総合科学研究科教授の吉田委員。

続きまして、事務局の御紹介をさせていただきます。

環境省自然環境局局長の鳥居でございます。

環境省大臣官房審議官の白石でございます。

自然環境局総務課長の庄子でございますが、後ほど出席いたします。

同じく自然環境局野生生物課長の中尾でございます。

希少種保全推進室の室長の堀内でございます。

その他、課室長以下の担当官が出席しております。

また、事務局の受託者としまして、一般財団法人自然環境研究センターが同席をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ペーパーレスシステムの御説明をさせていただきます。今回の資料については、ペーパーレスシステムとして、お手元のタブレット端末に保存をしております。タッチパネルで操作できますので、御確認ください。なお、各資料の説明時には、事務局で選択した資料が自動的に表示される仕組みとなっております。

操作対応を補助する職員を後ろに控えさせておりますので、何かございましたら、事務 局にお申し出ください。

また、傍聴者の皆様におかれましては、事前に御案内したURLよりダウンロードいただいた資料を御参照いただければと思います。もし資料がお手元にない場合は紙の資料をお渡しいたしますので、同じく事務局にお申し出ください。

それでは、開会に当たりまして、自然環境局長の鳥居より御挨拶を申し上げます。

○環境省(鳥居) 皆さん、どうもこんにちは。師走の年の迫った、きょうは25日です。 本当にお忙しい中、お集りいただきましてありがとうございます。前回、10月にこの会議 を開催させていただきました。その際には、ワシントン条約締約国会議の結果により必要 となった国際種の追加と削除、また特定第二種国内希少野生動植物種の今後の指定方針、 そして保護増殖事業の今後のあり方という点について御意見をいただいたところでござい ます。

本日のこの会議では、国内希少野生動植物種の63種を追加することについてお諮りさせていただきたいと思っています。この中には、里山等の二次的自然の中に棲む動植物の保全を目的といたしまして、2017年の法改正で創設いたしました特定第二種国内希少野生動植物種の初めての指定候補種が3種含まれてございます。さらに、全国で実施している保護増殖事業のあり方について、実施状況のレビューを行った上で整理をいたしましたので、これにつきましても御意見をいただきたいと思っております。

限られた時間ではございますが、いろいろ御意見をいただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○環境省(田中) 続きまして、座長の選出に移ります。

本科学委員会の座長は、前回同様に石井実委員にお願いしようと考えております。御賛同いただける方は拍手をお願いします。

(拍手)

- ○環境省(田中) ありがとうございます。では、この後の議事進行につきましては石井 実座長にお願いいたします。
- ○石井実座長 石井でございます。よろしくお願いします。僭越ながら進行役を務めさせていただきます。

きょうは、議事としては3つですけれども、どれもかなり大変そうです。2時間という限られた時間ですので、議事運営に御協力どうぞよろしくお願いしたいと思います。

早速ですけれども、議事1、国内希少野生動植物種の選定について、事務局よりまず内容のご説明をお願いします。

○環境省(中山) 希少種保全推進室の中山です。よろしくお願いしいたします。

資料1-1をごらんください。私から、令和元年度の国内希少野生動植物種の選定について、まず御説明いたします。正式名称が長くなりますので、国内種、特定第一種、特定第二種というふうに略称で使わせていただきたいと思います。

国内希少種につきましては、種の保存法に基づきまして、政令に規定することによって、捕獲、譲渡し、輸出入等を規制することができるものでございます。これまで、293種が指定されています。もう既に御存じかもしれませんけれども、参考資料3に選定の基本的な考え方をまとめております。こちらは希少野生動植物種保存基本方針に書かれている選定要件としての前提となる事項です。それから、種の優先度の決定に当たっては、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点、それから、全国で絶滅危惧種の保存施策に取り組むに当たって考慮すべき事項として、捕獲・採取圧が減少要因になっているものであったり、固有種が多く生物多様性が豊かな島嶼等に生息するものであるとか、国際的に協力する必要があるものであるといったものを定めておるところでございます。

それをもとに、絶滅のおそれのある種の実態調査などを行いまして、指定の検討を進めてきているところです。今般、その実態調査等に基づきまして、63種につきまして生息数、分布、その他の必要な生息情報が得られまして、その保存を図る必要があると認められました。また、国内希少種の選定に関する検討会を非公開で開催しまして、そこの有識者の方々にも指定の有効性については了解いただいたところでございまして、それを踏まえまして、新たに国内希少種としての追加候補種といたしました。

このうち、流通が可能になる特定第一種として植物16種、それから、2017年の法改正で 里山等の希少種に商業行為に係る規制のみをかける特定第二種国内希少野生動植物として 3種、それから、捕獲等の規制を適用する卵及び種子として11種の卵及び3種の種子をそれぞれ指定しました。

特定第一種16種については、実用的な繁殖の技術があるもの、繁殖個体が流通しているもの、そして3つ目の条件として、遺伝子汚染等の繁殖個体が流出した場合の保全上の懸念上の懸念がないことという、この3つの条件を満たすものを対象に植物の中から選んでおります。この3つを満たすものについては、届出をすれば流通が可能になるものでございまして、こちらについても有識者に御意見を聞いた上で今回含めたものでございます。

特定第二種については後ほど詳しく御説明いたします。

今年度のこの63種の特徴ですけれども、初の特定第二種指定に加えまして、固有種、固有亜種が多いということ。それから、洞窟に生息する動物を初めて指定することとなります。コウモリの仲間であったり、アリ、貝類、そして、南西諸島に分布するペット目的の国際取引が両生・爬虫類で問題になっていますけれども、そのうち爬虫類2種を指定いたします。そして、魚類については、これまで種の保存法の指定数はかなり限られていたところですが、去年14年ぶりに3種指定したところですけれども、今年も2種指定いたします。それから、里山、阿蘇の草原であったり、ため池等の二次的自然環境に生息・生育する種も動植物で指定を進めます。貝類については、捕獲・採取圧がかかっている種から11種を指定します。最後に、国民から提案を受けた種については、6種を指定するところでございます。

次につけていますのが、63種のリストでございまして、各種見ていただきますと、卵や 種子の捕獲・採取が規制されるもの、それから特定第一種、特定第二種になっているもの などについては、丸がついているのでわかるかと思います。

現在の指定状況について分類群別に見ていきますと、脊椎動物については、魚類を除けばCR、ENの指定割合については高くなっている状況がございます。魚類については10%と少なくなっています。維管束植物については、指定種数はこれまで106種をCRで指定しているということで多いのですけれども、全体の指定数が多いので、指定割合となると減ってしまうというところです。

御存じのとおり、2020年までに、2014年以降300種の国内希少種を追加指定することが 目標となっていまして、今、合計で293種ございまして、今回の63種のうち60種のみが追加300種にカウントできることになっています。そうすると、300種のうち、もう既に200数十種指定していまして、もし今回の提案分を含めますと、来年中にあと33種を指定すると、300種の追加目標に達するという状況でございます。

また、その先には、2017年の法改正の附帯決議で掲げられています2030年度までに合計で700種指定という目標がございます。今、ポスト愛知目標等の議論も盛んにされてきているところでございますので、今後の中長期の目標というのを見据えつつ、保全策としてどういったものが効果があるかというのをまた今後検討していき、科学委員会のほうでも御意見をお伺いしていきたいと思っています。

63種と多いんですけれども、そのうち特定第二種を除いた60種について簡単に概要を説

明いたします。資料1-1別添です。

コウモリについては、洞窟に生息するコウモリ、鹿児島県、沖縄県に分布する3種、どれも固有種、固有亜種を指定することとしております。

それから、鳥類については5種ございまして、渡り鳥であるクロツラヘラサギ、それから、最近鳥類の関係者の中では結構話題になっていて、繁殖地が明らかになってきたシマクイナ、それから、三宅島等に生息する日本固有種であるアカコッコ、そして湿性草原などに生息するオオヨシゴイ、これも渡りをする鳥です。これらを指定する予定としています。最後に、小笠原などに生息しますセグロミズナギドリについても、今回指定をいたしています。

爬虫類につきましては、特定第二種を除いて3種ございまして、取引によって少なくなっている、販売目的の採取が進んでいる種としまして、サキシマカナヘビと、次のページにありますリュウキュウヤマガメについては指定をして、規制を強化する予定となっております。ミヤコヒバアについても指定を予定しています。

次に、魚類ですけれども、特定第二種の1種を除いて、2種指定を予定していまして、いずれも固有種、固有亜種ですけれども、九州にいる魚でございます。セボシタビラにつきましては、熊本県、福岡県等に分布しまして非常に個体数が少なくなっていて、マニアによる採集も問題になっている種でございます。流れが変わるような、流れが少し早くなるようなところにいるタビラ類の仲間でございます。

アリアケヒメシラウオについては、アリアケという名前がついているんですけれども、 実は汽水ではなくて淡水のほうにいる種でございまして、別にアリアケシラウオという魚 がいます。このアリアケヒメシラウオは河川の中・下流域にいる魚で、かなり分布が限ら れていますけれども、有明海にいるような氷河期の遺存種のムツゴロウとかワラスボみた いなのとはちょっと違って、日本で進化した生き物になります。固有種です。

次に、昆虫類については、特定第二種で今回予定しているタガメを除き、3種の指定を 予定しています。沖縄の止水域に生息する昆虫類は軒並み絶滅のおそれが高まっている状 況にあります。農薬の影響や開発の影響等が、また一部では温暖化の影響による乾燥化も あると言われていますけれども、そういったものが相まって各種かなり厳しい状況になっ ていまして、このミズスマシの仲間もそういった状況にあるということで、今回指定をす ることになりました。

それから、次のガマアシナガアリにつきましては、2018年に新種記載されたアリでござ

います。こちらは洞窟で一生を過ごすアリで、世界中を見ても洞窟で一生を過ごすアリというのはまだ2例しか見つかっていないというものでございます。コウモリが運んできた糞の中に入っている虫を食べて生きているとされています。それについても指定をします。そして最後に、山口・広島県の一部に分布し、カシワ林の二次的な森林の中で生息しておりますカシワアカシジミ冠高原亜種につきましても、採集圧の高まりが懸念されますので、指定することとしています。

次に、貝類でございますけれども、11種ございまして、基本的にはどれもマニアによる 捕獲が1つの課題になっているというところでございます。いずれも固有種でございま す。分布は結構局所的でございまして、特徴のあるところを好んでいる種が今回結構指定 されるんですけれども、今回の11種のうちの多くが石灰岩地帯を好む種になっています。 ほかに、例えば大きい岩があるところを好むナチマイマイの種であるとか、倒れた倒木の 下を好む種であるとか、特別な環境を好む種がいろいろと入っているところでございま す。11種のうちのキセルガイの仲間がさらに4種入ります。イシカワギセルにつきまして は、洞窟の中も外も使う種です。28番のカザアナギセルについては、洞窟の中だけにいる 生き物になります。その後のキセルは木の樹幹に付着するキセルでございます。

最後に、維管東植物ですけれども、一番多く33種の指定を予定しています。九州南部に 分布するヒュウガヒロハテンナンショウのところで、存続を脅かす要因で園芸採取と書い ていると思いますけれども、ほかの種も結構多くの数が園芸採取が減少要因になっていま す。また、先ほども説明しましたけれども、阿蘇などの九州の草原に生育する植物も今回 の指定種の中には結構含まれていまして、32番のアソサイシンもそういった種の一つでご ざいます。

また、草本だけではなくて、低木も今回2種予定しておりまして、ツシマヒョウタンボク、ヤブヒョウタンボク、いずれもシカ食害の懸念、問題が減少要因になっているところでございます。こちらを指定いたします。

ヒナヒゴタイについても、九州の草原に生育する種です。

水生植物としては、ビャッコイとヒメイバラモの2種の指定を予定しています。

それから、シダ植物の仲間では、九州南部に分布するキュウシュウイノデと、それから 後ほど出てくる2種、合計で3種の指定を予定しているところでございます。

41番のタマボウキも、九州の草原に生育する植物です。

園芸植物としてもホトトギスの仲間は結構人気があるんですけれども、42番のサガミジ

ョウロホトトギスから、44番のキバナノツキヌキホトトギスまで、3種の指定を予定しています。

ランの仲間も幾つか指定を予定していまして、沖縄に分布するエンレイショウキラン、 タイワンエビネ、カンダヒメラン、タカサゴヤガラまでが沖縄に分布するランの仲間で す。それ以外にも、本州であったり、九州に生育するランの仲間を複数種、指定予定で す。

こちらはシダ植物になります。

阿蘇の草原とかにあるハナカズラでございます。その他、トリカブトの仲間であったり、キンポウゲ科の植物であったり、ユキノシタ科の植物であるアマミチャルメルソウ、それから、スミレの仲間ではイシガキスミレとタデスミレ、オキナワスミレの3種の指定を予定しているところでございます。

次に、資料1-2をごらんください。国内希少種の提案制度につきまして、平成26年から提案の募集を開始して動かしているところでございまして、2017年の法改正でもこちらが位置づけられましたので、昨年度の科学委員会にお諮りしまして、方針を一部変更して、保全対策であるとか、特定第一種、第二種のカテゴリー変更も提案できるようにした上で、ことしの初めから改めて募集を開始いたしました。

ことしの2月中までにきた提案につきましては、今年度の種指定の参考にするということでこれまで検討を進めてまいりました。検討の流れについては、昨年度お示ししたとおりです。

今回の指定候補種との関係について御説明いたします。ことしの1月、2月には、19種について延べ21件の提案がございました。この中から4種については今年度の指定を検討している状況でございます。昨年中もたくさんの御提案をいただいていまして、昨年末までに49種について提案いただいているところでございまして、このうち18種は既に国内希少種に指定しておりまして、今年度は3種の指定を検討しています。半分近くの種が指定の方向になっているというところで、国内希少種の指定に当たっては、国民の皆様からの提案も大変参考にさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○石井実座長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がありました。60種と私の読み原稿に書いてありますが、60種でよろしいですか。

- ○環境省(中山) 特定第二種を含めて63種で、特定第二種については次の議事で御議論 いただければと思いますので、60種としていただいて構いません。
- ○石井実座長 1-1の資料は、通し番号で言うと最後が63になっていますね。
- ○環境省(中山) そうですね。総指定予定種数としては63種で、特定第二種の3種もその中に含まれているということです。
- ○石井実座長 そういうことで、特定第二種のほうは後で出てくるということです。まずは60種について御議論いただきたいと思います。

それでは、御意見、御質問があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

○吉田正人委員 第一種の指定について、提案制度などで提案されたものも含め新たに60種ということで、ふえたということについては評価したいと思います。特に奄美・沖縄地域のこれから世界自然遺産の登録を前にして、重要なもの、開発によって絶滅のおそれがあるものなどが含まれているということで、この辺については評価できることだと思います。

あと、最後に提案制度のところでありましたけれども、哺乳類Aという種については、今まではIUCNのレッドリストではvulnerableの評価だったと思うのですけれども、12月のIUCNのレッドリストの改訂で、南西諸島の個体群については危機的絶滅危惧ということでCritically Endangered、絶滅危惧IAの評価になっていると思います。その書きぶりを見ても、非常に危機的な生物種ということで、これは特定第一種の指定ということで、少し時間がかかるのであればむしろ大臣が緊急指定してもいい種だと私は思うのです。それをやらないと、何も手を打たないうちに絶滅してしまうというようなことがあれば世界中から非難を受けるのではないかと思います。そういった意味で、ぜひこの提案を真摯に受けとめて、IUCNのカテゴリー変更などもございますので、緊急指定を検討していただきたいと思います。

○石井実座長 ありがとうございます。では、御意見を先に伺っておきたいのですが、ほかはよろしいでしょうか。

そうしましたら、今の点につきまして事務局から御回答があったらお願いします。

○環境省(中山) 昨年度も同様だったんですけれども、種名につきましては、何が指定されそうかというのが国民の皆さんにわかってしまう可能性があるということで、A、B、Cというのを分類群ごとにつけさせていただいているので、どの種かということについてはこちらから申し上げられないところです。こちらの資料に書いている通り、国の天

然記念物、鳥獣保護法の希少鳥獣としても指定されていまして、捕獲等の規制は既にかかっている状況です。CRというところで、かなり厳しい状況にある種ということは十分に認識しているんですけれども、指定による保全効果を考慮し、今後引き続き検討する方針でございます。

- ○石井実座長 よろしいでしょうか。
- ○吉田正人委員 納得できているわけじゃないですけれども、科学委員会として何も提案 せずにこのまま絶滅ということになってしまったら、科学委員会は何のためにあったのか ということになってしまうので、ぜひ続けて御検討をお願いしたいと思います。
- ○石井実座長 環境省におかれましては、引き続き御検討ください。

ほかはよろしいでしょうか。なければ、次の議題が新しいところなので、ここで1回皆 さんの御了解を得たいと思います。

まず、特定第二種の3種を除いた60種の部分につきまして、本科学委員会としても、提案どおり国内希少野生動植物種に指定するということを妥当と認めてよろしいでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、本委員会としても御提案の60種については指定が 妥当ということにしたいと思います。

続きまして、議事の2、特定第二種国内希少野生動植物種の選定についてということで、御説明をお願いいたします。

○環境省(中山) 次に、資料2を用いまして、特定第二種の選定について御説明させていただきます。特定第二種制度の概要と先行指定の検討の進め方につきましては、前回、10月の科学委員会でも御議論いただいたところでございます。今回の資料は、そこと重複するものが幾つか入っておりますので、飛ばしながら説明させていただきたいと思います。

制度創設の背景については、皆様、御存じのとおり、里山等の希少種を保全することを目的としまして、販売でしたり、商目的となるような行為のみを規制するような、そういった緩やかな規制制度を特定第二種制度として設けたところでございます。前回科学委員会で了解された選定プロセスに基づきまして検討しました結果、制度創設後、初の先行指定として、両生類からトウキョウサンショウウオ、魚類からカワバタモロコ、昆虫類からはタガメの3種を指定候補種に選定いたしました。本格的な指定につきましては、2020年度以降を予定しているところでございます。

この特定第二種の定義につきましては、これまでも御説明したとおりでございますけれども、生息環境が悪化していて、一方で個体の数は著しく少ないものではないということで、一般の方が少しとるくらいで問題があるものではないということ、繁殖による個体の数の増加の割合が低いものではなく、生息環境が改善すれば個体数がふえていくことが想定される種を対象としているところでございます。

通常の国内希少種、そのうち特定第一種、特定第二種と、3つの分類がございますので、少しわかりにくい制度になっていますけれども、通常の国内希少種は捕獲、譲渡し、輸出入、全て規制されるところでございますけれども、今、植物を対象にやっています特定第一種、昔は特定種と呼んでいましたけれども、こちらにつきましては、捕獲は全て規制されるんですけれども、譲り渡しはしていいと。商目的で取引をする場合には届け出が必要ということで、管理型のマーケットにするという仕組みとなっています。

一方で特定第二種については、販売・頒布目的といった商目的での取引が禁止される制度になっていまして、それに付随するような業者さんが生息地にとりに行くような、そういった捕獲についても規制されるところでございます。販売については、皆様、結構イメージが湧くかと思うのですけれども、頒布というのはどういうものかというところで、前回の科学委員会でいろいろと御意見をいただいたところでございます。

資料の中ほどに、「販売又は頒布の適用範囲について(案)」がございます。前回の御議論も踏まえまして内部で検討した結果についてまとめたものでございます。まず販売とは、対価を得て他人にある財産権を移転することをいいまして、ネットオークション、店頭販売等の販売手段によらずに、金銭または金銭的価値に換算できるような対価を得て個体等を譲り渡しなどする場合には販売とみなすと。本法における頒布というのは、有償、無償を問わず、不特定または特定多数の者に配り分けることをいいます。1名に対して配り分ける行為であっても、誰でも対象者になり得るような場合は不特定とみなされるというのが、他法令の解釈からもいえると考えております。商業目的の販売・頒布のために行われる捕獲、譲り渡し等につきましては、大量の個体の捕獲等が種の保存に支障を来したり、個体を種の保存の方のために適切に取り扱うことができないおそれがあるため、それについては禁止されるということです。

一方で、学術研究、繁殖、教育、それから生息・生育状況の調査、その他、種の保存に 資すると認める目的で行う個体の捕獲等については、種の保存への支障や、個体の不適切 な取り扱いが生じるおそれが少なく、種の保存のために一時的に飼っていただくような里 親制度といわれるものがありますけれども、飼育者を募集するなどの行為の場合には、不 特定または特定多数の者を対象とする場合であっても、それを販売・頒布目的の捕獲等、 譲り渡し等として禁止する必要はないと考えています。

それ以外の目的で、不特定または特定多数の者に配り分ける場合、原則として頒布という言葉に該当するものとして、規制対象となり得ると考えています。禁止行為に当たるかどうかは個別の事案の状況を踏まえて総合的に行う必要があると考えているところでございます。

(2)として、具体的に規制対象となる行為、規制対象外となる行為、それぞれについて 幾つか示させていただいております。頒布の例としては、例えば店頭、商業目的のイベン トにおける個体等の無償配布、こちらについては頒布に該当すると考えております。一方 で、先ほど申し上げたとおり、学術研究や調査、系統保存、ビオトープに放すとか里親制 度であったり、明らかに種の保存に資すると認められるような飼育・繁殖行為については 規制対象外と考えています。また、特定の個人に対して1対1で商目的でない個体等の譲 り渡しをする場合も、規制対象外と考えています。

これについて、フロー図で示したのが(3)でございます。まず個体の譲り渡しを行うかどうかで、行わなければ規制対象外になりますし、行う場合で、金銭または金銭的価値に換算できるような対価を得る場合は、販売として規制対象になります。対価を得ない場合でも、譲り渡し等の主なる目的が種の保存に資する目的であれば頒布に該当しないと考えられますが、それ以外の目的の場合は頒布とみなされるおそれがあると。頒布になり得るかどうかは、相手が不特定または特定多数である場合に限定されます。それがどの程度かというのは、譲り渡しの態様、相手の人数等を踏まえて総合的に判断する必要があるというところでございます。規制の適用範囲については、以上でございます。

次に、5の候補種選定の考え方につきましては、前回の委員会でも資料としてお示しさせていただいたものでございます。若干修正していまして、白山委員から前回、CRはさすがに特定第二種は難しいのではないかという御意見をいただいたところでございます。今回、原則として、EN、VUの種から指定することとしておりますけれども、CRの種でも、個体数が少なくなくて規制の効果が見込まれるものというのは、例えば昆虫類では考えられますので、将来的な候補としては検討していく必要があると考えているところでございます。選定のフロー図につきましても、基本的には前回お示ししたとおりでございます。

中静委員から、都道府県のレッドリスト、条例等の情報は大変参考になるということで、今回の3種につきましても詳細に見させていただきまして、それについて一番下のところに、先行指定の候補種については、都道府県のレッドリスト、条例指定等の情報も参考にするということで加えさせていただいたところでございます。

今後の保全対策の方向性につきましては、こちらも前回お示ししたとおりですけれども、生息環境への保全が重要な特定第一種については、保護対策を周知するとともに、必要に応じて生息地等保護区、保護増殖事業を初めとする関連制度、事業を積極的に活用することとしたいと思います。

特定第二種指定に当たって、法規制としては売ったり買ったりする行為が発生するわけですけれども、それ以外では、一般の方が捕獲すること自体は規制はかからないところですが、とり過ぎないようにということはしっかり周知したいと思いますし、また、今飼っていらっしゃる方もいると思いますので、そういった方々については、しっかり飼い続けたり、もともといないところに放したりしないようにというメッセージを周知のときにはしていきたいと考えているところでございます。

そういったことを周知するためのパンフレットを作成、ウェブサイトにも掲載する予定としていまして、今回先行指定する3種につきましても、そういった資料をつくる予定としています。その3種については、関係主体が取り組む保全活動を含めて周知をすることによって保全を後押しできればと考えていますし、定額交付ができる生物多様性保全推進支援事業というのがございますので、そちらを活用した民間主体の活用も支援、共有化を図っていきたいと考えているところでございます。

3種について簡単に概要をご説明したいと思います。資料2別添です。まず、トウキョウサンショウウオでございますけれども、こちらは群馬県を除く関東の1都5県と、福島県の一部に分布するサンショウウオの仲間でございます。減少要因としては、開発による影響、休耕田化による繁殖地の乾燥化による産卵場所の消失、アライグマなどの外来動物による捕食、最後に販売目的の採集についても各地で痕跡等が確認されて、問題になっているところでございます。各県のレッドリストでも絶滅危惧種として掲載されていることで、各地で減少が報告されているところでございます。

一方で保全対策は各地でいろいろと行われてございまして、東京、千葉、神奈川等でいるいろな保全策がとられているところでございまして、トウキョウサンショウウオ研究会というのもございまして、こちらに関しては、21年間にわたりシンポジウムを開催して、

保全情報の共有であったり、普及啓発等をされてきているという状況でございます。こちらは飼育してもなかなか繁殖が難しいということがあって、販売のためには野外とりにいってしまうような業者がいるのだろうと想像しています。販売価格も3000円ぐらいというのも確認しているんですけれども、そういった業者さんによる捕獲を今回の特定第二種の指定によって防ぐことがまずできるのではないかと考えているところでございます。

それから次に、カワバタモロコ、こちらは日本固有種でございます。静岡県より西側に 分布しまして、本州以外でも四国、九州の一部に生息する魚でございます。こちらも飼育 対象種としては人気の種でして、いろいろ取引がされている種でございますけれども、タ ガメもそうですけれども、どれも野外採りが問題になっているところでございます。それ 以外にも、小河川の開発であったり、コンクリート化、それから外来種であるブラックバ ス等の捕食による問題が課題になっているところでございます。

都道府県レッドリストでは、14府県で絶滅危惧種として掲載されていまして、CRとされているところも結構多い種となっているところでございます。県条例等でも既に規制がかかっているところがありますし、生駒市では、生駒市の里山環境の保全のモデル的な種としてカワバタモロコを挙げていて、いろいろと保護活動に取り組まれている状況でございます。

最後に、最も知名度が高いと思われるのがタガメでございます。都道府県レッドリストベースだと38道府県で掲載されていて、5都県で絶滅として掲載されているところでございますけれども、確実に分布が確認されているのは福島県より南側、山形県では絶滅したとされています。山形県、東京都、神奈川県、長野県、石川県、滋賀県、高知県、長崎県では絶滅したとされています。ここに挙げている県以外では現状が不明となっています。

減少要因としましては、農薬散布による影響、開発による池沼の減少、販売目的の採集 とともに、光に集まる性質がありまして、特に水銀灯に集まりますので、外灯による誘引 も大きな脅威となってございます。こちらもインターネット等で販売が盛んにされている 種でございます。

最近、昆虫食ブームになっていまして、タガメサイダーであったり、タガメ酒、タガメパフェとか、そういったものが売られるようになってきているんですけれども、それらのタガメはこのタガメではなくて、タイワンタガメという別種になります。その別種が、フェロモンで洋ナシみたいな匂いがするので、食用として東南アジア等を中心に出回っていまして、それが国内に入っていますので、今回このタガメを指定することによってのタイ

ワンタガメの利用については別に影響はないという状況でございます。タイワンタガメは 日本にも昔生息していまして、与那国島で生息が確認されていたんですけれども、最近は 確認できていないというところで、絶滅危惧種になっているところでございます。また、 両種の交雑がないですし、両種は大きさが違って、タガメは6.5センチまでぐらいなんで すけれども、タイワンタガメは8センチくらいありますので、より大型で目の形が違うの で識別は容易であるということで、2種の関係については特に問題にならないだろうと考 えているところでございます。

私からは以上でございます。

○石井実座長 御説明ありがとうございました。前回も特定第二種の選び方でかなり御議論いただいて、特に今御説明のあったところです。とくに、販売、頒布の概念ですね。どこが許されて、どこが許されないのかというところも議論していただいたところです。それらを踏まえて、今回初めての特定第二種の国内希少野生動植物種が提案されてきたということです。

では、この3種について御議論いただきたいと思います。適当とみなせるかどうかという観点でございます。それでは、御意見があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

○角野康郎委員 特定第二種の3種の指定に関しては異存ありませんが、今の御説明で、 先行指定ということを言われました。通常の指定じゃなくて先行指定と言われたのは、これが1つの試みというか、試行といいますか、今回の指定でどのような課題、問題点があるかを検証するという意味もあるか思いましたが、その辺はどうなんですか。通常の指定とは異なる意図がある訳ですか。

○環境省(中山) まさにおっしゃられるとおりでして、初めて特定第二種の規制をかけますので、どういった効果がありそうかということについては慎重に様子を見たいと思っています。来年度、また今回の3種の指定の後の状況を確認して、それから本格指定を迎えたいなと考えているところですし、規制自体は先行であろうが、捕獲指定であろうが実は変わらないです。特定第二種という制度がどの分類群になじむかというのも議論がございまして、今回は定義からいいますと、昆虫類、魚類、両生類についてはなじむと考えたんですが、それ以外の分類群でも、例えば水草の仲間であるとか、それから貝類の仲間であるとか、もしかするとこの規制がなじむ種がその中にいるかもしれないというのもありますので、そういったところも含めて、また来年度以降検討していき、本格指定のほうに

- つなげていきたいと考えているところでございます。
- ○石井実座長 先行というのは心構えの問題ということかもしれません。 ほかはいかがでしょうか。
- ○吉田正人委員 特定第二種の先行ということですけれども、最初の3種が選ばれたということで、これについては評価したいと思いますし、賛成です。インターネットオークションなどで販売されているものについては規制がかかると同時に、里地里山の生物の保全活動だとかそういったものには特段の規制はかからないということで理解しているんですけれども、そういった点を、趣旨をよく説明していく必要があると思います。トウキョウサンショウウオは、このトウキョウサンショウウオの研究会だけではなくて、例えば高校の先生のたちのグループだとか、小さなグループでそれぞれの地域のトウキョウサンショウウオの保全活動をやっているグループはたくさんありますので、どういったものは規制がかかる、どういったものはそのままできるというのは伝えていただけたらありがたいなと思っております。

私のところでも、そういった保全活動をやっていて、どういう規制がかかるのかということが話題になっておりますけれども、池に外来種が入ってこないように柵をつくるとか、あるいはどうしても池が干上がってしまう場合には隣の池で水があるところに移すとか、多少そういったことがあるとは思いますので、今までどおり保全活動ができるということが伝わるといいなと思っています。

一方で昆虫はタガメ1種なんですけれども、11月に環境省の生物多様性センターと、里地里山のモニタリングサイトを担当している日本自然保護協会とで記者発表があって、その中で草原性の鳥類を初めとして、意外と今まで普通種と思われていたものがかなり減少しているということがわかってまいりまして、これは石井座長が一番御存じでいらっしゃいますけれども、そういったものについても今後検討していって、ぜひこの特定第二種の指定というものが続いていくように御検討をお願いしたいと思います。

- ○石井実座長 御意見かと思いますが、何かコメントがあったらお願いします。
- ○環境省(中山) 先ほど申し上げましたとおり、今回特定第二種の趣旨であるとか、規制の概要についてはいろんな手段で周知を図っていきたいと思っていますし、我々もそういった保全団体の方が集まるような場があれば積極的に出ていって御説明していきたいと思っております。昆虫の指定については、引き続き検討していきたいと思います。
- ○石井実座長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。それでは最後に確認させていただきたいと思います。御提案の3種、トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、そしてタガメについて、本科学委員会としても、提案どおり特定第二種国内希少野生動植物種に指定するというのを妥当と認めてよろしいでしょうか。

それでは、御異議なしということで、本委員会としても御提案の3種について指定が妥当ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議事の3、保護増殖事業のあり方について、まず事務局から御説明をお願い いたします。

○環境省(松木) 環境省希少種保全推進室の松木と申します。資料3について御説明いたします。

まず、この資料の位置づけでございますけれども、前回の科学委員会では、保護増殖事業のあり方に関する論点について議論し、保護増殖のあり方の案についてお示しいたしました。また昨年、第1回目の科学委員会では、保護増殖事業全体を横断的にレビューする必要性が指摘されました。今回は、前回の議論及びレビューを踏まえた保護増殖のあり方案についてお示しいたします。委員の皆様におかれましては、特に事業の目標設定と今後の事業実施に必要な事項について御議論いただければと思います。また、今回の議論を踏まえ、今後事業を実施している地方環境事務所等へ方針を示していく予定であります。

それでは、1の背景をごらんください。背景にこれまでの議論を踏まえた問題意識を整理しております。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保護増殖事業については、これまで64種を対象に51計画が定められ、各種事業が実施されています。これまでの希少野生動植物種専門科学委員会において、指定種数の増加に対して事業の増加が伴っていない現状や、限られた予算・人員の状況を踏まえた戦略的な事業実施、個体数増加以外の複数の保全目標の達成、生息域外保全の検討促進、NPOや民間事業者との連携拡大の必要性について指摘がされているところです。

また、長年にわたる事業の結果、トキ、タンチョウ、アホウドリ等のように個体数目標 を順調に達成できている種が出ている状況を踏まえ、今後の保護増殖事業のあり方につい て、各種において実施されている事業の現状を踏まえ、効率的・効果的保護増殖事業の実 施を目指して、全国的かつ分野横断的に整理が必要な項目について、以下のとおり整理を いたしました。

次に、2の保護増殖事業の実施状況をレビューに移ります。この部分は、レビューの実

施方法と結果概要の一部の御説明になります。

まず、レビューの実施方法です。全国の保護増殖事業は64種51計画です。これらについて、計画策定後の種ごとの増減の傾向、保護増殖事業の実施項目、実施計画等の下位計画の有無、目標設定、生息域外保全の実施状況、検討会の公開状況等について調べ集計を行いました。集計は事業ごとに行っております。同一の計画及び対象種であっても、実施内容や対象地域が異なる場合には別事業として計上しております。これは、例えばイタセンパラであれば、中部地方環境事務所、信越自然環境事務所、近畿地方環境事務所の3つの事務所で、それぞれ別の場所で異なる事業をやっておりますので、これらは別ものとして扱っているということです。ただし、小笠原諸島の陸産貝類14種につきましては、種によって当然違う内容を行っておりますので、1つの計画としてまとめて策定されているものですから、単一の事業として扱っております。結果として、64種に対する57事業が特定されました。この後、集計結果が出てまいりますけれども、それは基本的に分母が57であると思っていただければと思います。

結果の概要の部分ですが、地方環境事務所別に見ますと、関東地方環境事務所管内の事業数が24件ということで最も多く、次の沖縄奄美自然環境事務所が7件でした。1事務所当たりは平均約4件でございました。全51ある保護増殖事業計画ですが、その下のグラフをごらんください。横軸が年になっていまして、縦軸が件数を示しています。累積の策定件数を折れ線グラフで示しておりまして、最初に策定された1993年以降、2004年が12件と最も多くなっておりまして、2010年以降は年間1件以下となっております。

次のページに移りまして、3の保護増殖事業の現状と今後のあり方について御説明いた します。これは前回の科学委員会でお示しした保護増殖のあり方案にいただいた御意見を 反映するとともに、今回行ったレビューに基づく現状認識を加えたものになっています。

まず、保護増殖事業の実施効果についてです。64種のうち保護増殖事業開始後に絶滅危惧種としてのランクが下がった種は10種、上がった種は2種であり、法規制及び保護増殖事業について一定の効果があったものと考えられます。また、個体数等のデータが集計されている種については、17事業で増加傾向にあるとされています。ただし保護増殖事業を終了し、国内希少野生動植物種の指定が解除された種はまだありません。分類群別に見ると、集中的に資源が投じられてきた鳥類において事業効果があらわれていると言えます。

続いて、計画に基づく事業実施の方法です。図をごらんください。全57事業のうち、より具体的な実施内容を定めた実施計画、ロードマップ、アクションプランといった計画を

策定しているものは36事業、63%でした。法定計画である保護増殖事業で決めた大枠に基づき、保護増殖事業検討会等の関係機関が集まる場等を通じ、具体的に必要な事業内容について合意形成がされていると言えます。

続いて、目標です。全国57事業のうち保全対策の実施目標を除き、事業終了を見据えた 具体的な目標を設定、または、今後設定を予定している種は、シマフクロウ、イヌワシ、 トキ、アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、ノグチゲラ、ヤンバルク イナの8種に限られていました。この中には、シマフクロウのように実際の生息状況を踏 まえ、個体群存続可能性分析(PVA)による分析結果等を用いて個体数の目標を設定し た例や、奄美群島の希少種のようにレッドリストのランク変更を目指したものが含まれて います。また、トキのように短期間の数値目標を掲げているものもございます。

以上を踏まえまして、今後の目標のあり方を次のようにしております。多くの保護増殖事業計画における目標が「本種が自然状態で安定的に存続できるようにすること」とされておりますが、この目標というのは、事業開始後に十分な科学的知見がそろっていない中で順応的な管理を実施できるよう大枠を示している一方、具体的ではありません。そのため保護増殖事業が目標を達成したと判断することや、現に行っている事業が目標の達成にどの程度貢献しているかを判断することが困難な状況にあります。そのため戦略的な事業の実施に向けて各種の特性等を踏まえ、保護増殖事業が最終的に目標を達成したと判断できる具体的かつ現実的な目標を設定する必要があります。

実施される事業については、目標の達成に資すると期待されるものに限定する必要があります。あわせて利用可能な科学的データを活用し、事業の達成状況について種の特性に応じた複数の視点から分析、評価をしていくことが必要としています。

最後に具体の事例として、シマフクロウを挙げております。

次に、国以外の主体との連携ですけれども、自治体と連携している事業というのは、全国57事業中48事業、民間との連携をしている事業は53事業であり、多くの事業において既に国以外の主体との連携が進んでいるということがわかりました。また、14種29団体が種の保存法に基づく確認、認定を受けて保護増殖事業を実施しております。一方で、国の予算、人員が各種の保全対策を進めるのに必ずしも十分でない状況を踏まえて、NPOや企業等の民間事業者との連携をさらに促進し、国以外の主体による資金面、労力面での協力を得ることや、保護と利用の好循環の仕組みを地域づくりの中で実現することが必要であるとしています。

なお、連携に関連して、教育・普及活動が実施されているものは、環境省以外によるものも含めて45事業、過去に実施していたものが6事業、実施していないものが6事業でした。教育・普及活動の実施に当たっては、地域の活動団体や動物園、水族館、植物園との連携による事例が多かったのが特徴です。

4ページに参ります。検討会等の開催状況とその公開についてです。保護増殖検討会またはその他の作業部会等の会議により、事業の実施内容を関係機関等で検討しているものは全国57事業中50事業でしたが、会議自体を公開しているもの16事業、会議資料を公表しているものは4事業に限られました。非公開の理由としては、分布情報等の保全情報を含むことが挙げられています。保全情報の公開については留意する必要があるものの、事業実施の必要性や進捗について広く理解を得るためには、今後、事業実施の妨げにならない範囲で、可能な限り検討内容を公開することを検討していく必要があるとしています。

以上が事業の実施に関するあり方となります。

続きまして、(3)生息域外保全と野生復帰に関する考え方です。

まず、生息域外保全、飼育・栽培下での繁殖による増殖と個体群の維持の実施につきましては、生息域外保全は環境省単独事業、関係機関との連携事業等により、39事業で実施されていました。事業数は近年拡大しております。動植物園等が関与している割合が高く、保全活動において協力する動物園等の存在が重要な役割を担っているということが示唆されました。「実施していない」の多くは、飼育・栽培技術が確立していない種のものだったのですが、例外的に東京都の葛西臨海水族園ではアイスランド産のウミガラスを飼育しており、ウミガラスの生息域内保全への技術協力といった連携事例もありました。

以上を踏まえて、保護増殖のあり方ですが、生息域外保全、野生復帰は保護増殖事業の具体的な最終目標の達成に資すると考えられる種に限定して行う必要があります。ただし、気候変動による将来的な影響を考慮した適応等の観点からも生息域外保全は重要であり、現在の状況のみならず、将来予測等を踏まえた将来的なリスク分散としての域外保全の体制構築を目指していく必要があります。これは保護増殖事業対象種以外の絶滅危惧種に対しても同様です。生息域外保全が有効な種については、最終目標を達成するために有効な野生復帰の数や方法となることを念頭に置きつつ、飼育個体数を決定するとともに、飼育繁殖の技術開発に取り組むことが必要です。1つの園館で飼育・栽培を失敗した場合のリスクや感染症等のリスクもありますので、可能な限り飼育・栽培技術を共有した上で、分散飼育・栽培が必要であるとしております。

前回、中静委員から、気候変動を踏まえた生息域外保全の基準の整備についても御指摘がありましたことも踏まえ、温暖化適応の観点や、将来予測も踏まえた体制構築の必要性の観点も踏まえた記載とさせていただいております。

続いて、野生復帰の実施についてです。表をごらんください。生息域外保全が実施されている39事業のうち、飼育・栽培下繁殖個体の野生復帰については、環境省主体による事業が5事業、他機関や研究者等による事業が5事業、実施していない、または今後の実施を検討中のものが16事業となっておりました。残り13事業のうち12事業は小笠原産の植物で、かつては生息域外保全株の植え戻し等を実施していたのですけれども、防疫や外来生物の侵入防止の観点から現在は実施していないというものでした。残りの1事業はレブンアツモリソウで、技術開発のために野生復帰を実施して、個体の生育も確認しているのですが、野生復帰個体による自生個体群への遺伝的攪乱を防ぐという観点から、種、花を落としてしまって繁殖を阻止しているという事例でした。

再導入、補強、保全的導入の実施については先行事例が限られ、一定のリスクも想定され、合意形成も課題があります。また、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」などを踏まえ、目標に照らし合わせた慎重な検討を行い、その実施状況や計画について他種の検討の参考とするため、共有を図ることが必要であるとしております。

最後に、(4)として、事業の終了に関する考え方です。まず、現状認識ですけれども、 保護増殖事業を実施している種の中には、アホウドリ、オジロワシ、タンチョウ、トキ等 のように、事業開始後に個体数が順調に増加した種や実施計画等に示された数値等の目標 を達成または達成する見込みのある種も含まれていますが、現時点では事業は終了してお りません。本来であれば、保護増殖事業の具体的な目標に向けて事業を行い、目標が達成 できたと判断された段階で保護増殖事業が終了される必要がありますが、具体的な目標を 定められていない場合が多いということがわかりました。また、保護増殖事業の終了方法 について、これまで整理ができていませんでした。

現状と前回までの議論を踏まえた今後の事業終了に関する考え方のあり方についてです。保護増殖事業計画等に掲げられた目標、または下位目標を達成し、レッドリストのランクが準絶滅危惧種、NT以下となり、結果として国内希少野生動植物種の指定が解除される場合には事業は自動的に終了すると考えられます。ただし、その場合でも、オオタカのように社会的影響が大きい種については、指定解除後のモニタリングを必要に応じて実

施するということが必要です。保護増殖事業計画等に掲げられた目標または下位目標を達成し、国が事業を継続しなくても将来的に自然状態で安定的に存続する見込みが高い場合、事業実施フェーズから数年に1回のモニタリングを行う監視フェーズに移行することを検討していく必要があります。レッドリストのランクが下がるかランク外となり、種指定の解除がされるような段階でない場合も同様と考えております。

説明は以上となります。

〇石井実座長 ありがとうございました。今回、保護増殖事業のあり方について丁寧にまとめていただいたと思います。私もこういう資料を見るのは今回初めてです。委員の先生方もいろいろなところで保護増殖事業にかかわられているのではないかと思います。それではただいまの御説明に御意見、御質問等があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

○尾崎清明委員 背景のところに書いてあることですけれども、これまで科学委員会等での話が出たことは承知しており、わからないわけではないんですが、希少種がふえて保護事業の予算がふえないということ自体がやはり問題です。この書き方だと、それはもうやむなしという書き方をされているのかと思われます。科学委員会等では、むしろ希少種をふやしたのであれば、あるいは保護増をやるべき種がふえているのであれば予算をふやしていくべきだという論調が強かったと思いますが、それが消えてしまっているというのは非常に残念です。その上で、レビューをされていることに関しては非常にいいことだと思います。

あと、鳥関係が成果が上がっているというのは、私もかかわっているので非常にうれしい反面、ちょっと心配な部分もございます。というのは、前回の委員会は参加できなくて、トキのことが話題になったのを議事録で読みました。数はある程度ふえているけれども、それは最終目標というよりは過渡期のものである、あるいは遺伝的な多様性の問題とか、全国規模でないとか、そういったことはまだまだ問題があると私は認識していますので、そうした観点も当然あっていいかと思います。

それから、アホウドリも私はかかわりを持っていまして、ほかの委員会でもお話をしたかと思います。鳥島にいるアホウドリに関してはかなり数がふえてはおりますけれども、今、分類が検討されていて、尖閣のアホウドリが、恐らく種に近いような孤立性を持っているというか、分類的に認められそうになっています。もし「センカクアホウドリ」という名前がつくアホウドリが出た場合どうするかということも含めて、アホウドリもまだま

だいろんな課題を抱えているのではないかと思います。

それともう1つ、私が一番かかわっているヤンバルクイナのことが、5ページに触れておりまして、野生復帰の実施状況というところで、他機関が主体となっているのにヤンバルクイナが入っていますが、私の理解では環境省が主体でやっていて、他機関は補助的な協力はもちろん行っていますけれども、ちょっとこれは確認をいただいたほうがいいのではないかと思います。

○石井実座長 ほかにあるかもしれませんので、御意見があったら全部聞きましょうか。 ○吉田正人委員 この保護増殖事業がかなり小笠原諸島に集中しているところがあって、 さらにそれをふやすような意見でちょっと申しわけないんですけれども、今、鳥の話を尾 崎委員からいただきましたけれども、アカガシラカラスバトなどはかなり個体数もふえて きて成功事例と言えるかもしれませんけれども、一方で母島属島などに生息するオガサワ ラカワラヒワは、平成5年に指定されていますけれども、保護増殖事業の対象にはなって いない。原因としてはネズミによる捕食がありますけれども、かなり個体数が減ってき て、非常に危ない状況になってきているということが小笠原諸島世界自然遺産の科学委員 会などでも報告されております。

たくさんの再生すべき事業があるので、省庁の間で分担ということで林野庁が分担して やってはいるのですが、非常に危機的な状況で、このままでいいのかと。もちろん林野庁 の努力を評価しないわけではないんですけれども、このままいくと、近いうちに世界自然 遺産に登録された小笠原で最初に絶滅する鳥類になってしまう可能性があるということを 感じます。ぜひ保護増殖事業の対象にして予算をつける、もっと増強するとか、小笠原の レンジャーはどなたもみんなすごく忙しい状況にあったりとか、母島は特にレンジャーの 数も少ないとか、そういった状況もよく存じているところでなかなか申し上げにくいとこ ろもあるんですけれども、非常に危機的な状況にありますので、対応をお願いしたいと思 います。

○石井信夫委員 ありがとうございます。尾崎委員から最初に指摘があったことと関連するんですけれども、最初に予算が限られている中でということと、保護増殖事業を終了するという話が出てくると、パイが同じなのに、ほかにやらなければいけないことがあるので、まあまあうまくいっているものについては終了するというような、そういうニュアンスをちょっと感じたので、そうではなくて、2つのことは別で、予算自体はなかなか難しいことがあると思いますけれども、これだけ指定種がふえて、きょうもたくさん新しいの

がつけ加わったわけですから、予算自体はできるだけふやしていくのが目指すべき方向だ と思います。

それで、保護増殖事業はいつまでもやっているものではなくて、ちゃんと種の生息状況が改善されて、回復が見られた場合には終了していくということはいいんですけれども、ここに書いてあることを見ると、終了方法を検討するということが書いてあるとか、NT以下になったら自動的に終了するとか、それは6ページに書いてあったのかな。そういうような書きぶりになっているんですが、ここはもう少し慎重に考えていただきたいと思います。

現在、保護増殖事業をされている種は、このままにしておいたら絶滅のおそれがあるわけですから、レッドリストランクでNTになっても、すぐにそれで保護増殖事業を自動的にやめてしまうというふうに考えるのではなくて、具体的に保護増殖事業を終了していこうという見通しのものが幾つかあると思うんですけれども、それで実際にそういう方向で進めてみて、本当にそういうやり方でいいのかというところは、幾つか事例を積み重ねた上で考えていただきたいと思います。

6ページに、実施フェーズから監視フェーズという言葉が出てきて、監視フェーズでは数年に1回のモニタリングを行うと書いてありますけれども、これもやはり具体事例を重ねていく上で、ある程度省略できるところはしていく必要があると思いますけれども、もう少し具体的にどういうやり方がいいかということを十分検討した上で、やり方を検討していくということがいいと思います。一方、まだこういうことがはっきりしていないので、いつまでも保護増殖事業を続けるということも避けなければならないというのは、つけ加えておきたいと思います。

あとは、最後の文章がよくわからなかったんですが、「レッドリストのランクが下がる かランク外となり、種指定の解除がされるような段階でない場合も同様である」という言 葉の意味がちょっとわからなかったので、これを説明していただきたいと思います。

質問としては、今言った中にも幾つかあるかもしれませんが、今回この資料が出てきて、こういうことを検討したいのだということだと思いますが、今後、実際に目標の設定の仕方とか、それからある目標が達成された場合に、どうやって保護事業を終了していくかというようなプロセスを、これからどんなふうに検討していく計画があるのかというのを伺いたいと思います。

○中村太士委員 環境省でやるのは多分難しいんだということは承知の上で述べます。シ

マフクロウとかタンチョウなど保護増殖事業の対象種については、環境省の推進費で検討しました。特にここに事例として挙げていただいたシマフクロウの個体数を地域でPVAを回しながらやった委員会にかかわってきて思うのですけれども、シマフクロウの場合ですと、例えば知床なり根室から分散する場合に、当然国立公園から国立公園には行かないわけですから、その中にどうやって島状に営巣できる場とか、餌がとれる河川がきちんと確保されているかというのが重要になります。そういう施策が続かない限り、今のところ現実には絵に描いた餅なんですね。ですから、やはりもう少し場の議論というか、実際に分散させるというならば、どこを確保できるのかといった検討が必要です。それは白地というんですか、環境省が権限を持てない場所に含まれていて、そこがある意味分散の拠点になってしまうケースが多いと思います。しかし、そこに対してどういう形でバックアップしていくか、そういう施策がない限りうまくいかないと思うんです。今回もそうした場の議論が書かれてなくて、例えばPVAを回して十分な個体数があればそれで保護できると考えるのは、それは余りにも単純過ぎるのではないかと思います。

例えばタンチョウにしても、個体数は1500頭を超えていると思うんですけれども、実際には遺伝的な多様性は低いということは既にわかっています。また、実際に空知に分散した土地というのは千歳川遊水地であったということで、この50年で始めてということを考えると、どういう形で生息場所を確保していくかということがあれば、保護団体の方々も、なるほどそういう施策もとっているんだから分散地で個体数がふえていくことも考えられるよねと納得すると思います。ただ個体数が今釧路でふえているから、保護増殖事業を打ち切るという議論をしてしまうと、やはりそれは施策としてもよくないんじゃないかと思います。その辺をぜひ考えていただきたいなと思います。

○尾崎清明委員 オガサワラカワラヒワについて、私もぜひ言おうと思ったのですが、ここで言っていいのかどうかわからなかったのでちょっと控えていました。希少種のリストの全ての保護増殖事業が始まっていないのは認識していますが、その中で日本がやるべき、日本でないとできない種類があります。例えば固有種のノグチゲラとかヤンバルクイナが既に入っているのはいいことだと思いますけれども、そういう観点からすると、恐らくオガサワラカワラヒワは、カワラヒワの中でかなり特殊な亜種で、もしかすると種に近いようなカワラヒワであるかもしれないと言われて久しいわけです。そういう意味では、日本がやらないと、この種に近い亜種が、近い将来絶滅するという非常に強い危惧を持っています。

渡り鳥の場合、保護増殖事業をやろうとしても、日本以外でのいろんな問題があって難しい場合が多いですが、オガサワラカワラヒワの場合は棲む場所がかなり限られた場所なので、やり方をきちんとやれば、保護増の成果が上がりやすい、上がる可能性が高い種類ではないかと思いますので、ぜひそれは含めていただければと思います。

それから、ここもここでお話しすることかどうかわからないですが、国内希少野生動植物種になると、鳥の経験からすると調査がしにくくなるということがあります。もちろん希少なのでいろんな許可申請が厳しくなることは理解しています。その結果、希少種に指定したことで研究者が研究しなくなるという弊害というんでしょうか、ブレーキがかかってしまうことがあるのではないでしょうか。実際、私もそういうイメージを持ったこともあります。保護増殖事業ができない場合でも、希少野生動植物に指定したときには、その種に関して環境省が調査研究をバックアップできるようなシステムがあるとありがたいなと思います。例えば推進費などは大きな金額なので、獲得するのも大変厳しいですけれども、もう少し小口のファンドみたいなものがあればと思います。国内希少野生動植物に関する調査をする場合に、得やすい研究費というものをどこかに用意していただけないでしょうか。希少種に指定しただけで国が何もしないのではなくて、民間の人が調査研究しやすくなるという窓口を設けることで、費用がそれほどかからずに、全体的に非常に効果があるのではないかと思っています。

○成島悦雄委員 4ページの(3)生息域外保全と野生復帰に関する考え方ですけれども、 日本の動物園や水族館は、生息域外保全を行っていくということが大きな私たちの役割だ と考えているわけです。これは日本だけではなくて、世界動物園水族館協会も同じスタン スにいるわけです。

それで、まず次の丸ポチで、葛西でアイスランド産のウミガラスを飼育していたものを生息域内保全で役立てているということが出ていますけれども、これは要するに飼育・栽培技術が確立しなくても、シミュレーション種でやっていくということが今までも行われてきたわけですね。トキの場合は、シロトキとかクロトキとかショウジョウトキとかを使っていますし、コウノトリの場合は、今度実際に多摩動物公園で繁殖がうまくいったものが豊岡のほうに技術移転されていって、それが最終的に今は日本中飛び回るようになっているということですので、ここも生息域内保全の技術協力ということで、必ずしも種に限らなくて、類似種でも構わないのかなと思います。そういうものも域外保全に貢献しているというか、寄与しているように思います。

その次の丸ポチで、「生息域外保全、野生復帰は保護増殖事業の具体的な最終目標の達成に資すると考える種に限定して行う必要がある」ということですけれども、最終的にいるいろやった結果資するということがわかることもあると思うんですね。やっている段階ではわからないけれども、とりあえずやらなければいけないという状況もあると思うんです。最終的に、動物園なり水族館なりで域外保全をやっていて、それを生息域内保全に応用してもうまくいかないことも十分あるわけです。では、うまくいかないからこのものはやってはいけないのかというふうにとれるような書きぶりだと考えたので、もうちょっと融通をきかせてもらったほうがいいのかなと思いました。

そういう意味で、環境省が種の保存法のことももちろんありますけれども、認定希少種 保全動植物園等という制度を始めましたよね。そのこともここで触れられて、国も応援し ているのでというようなことをやってくれると我々としてもますます、なかなか認定され る動植物園が多くないんですけれども、そういうこともいいのかなと思います。

それから、ここでは生息域外保全と、直接野生復帰にダイレクトにいっていますけれども、実際問題は、生息域外保全と生息域内保全というのは車の両輪のようになっていて、お互いがそれぞれ影響し合いながら、最終目標としては生息地の中での自律した個体群をつくっていくということだと思えば、ここの中に、生息域外保全と生息域内保全の車の両輪のような関係だという書きぶりを入れていただけるとありがたいなと思いました。

○石井実座長 ありがとうございました。ほかはよろしいですか。

たくさんあったのですが、私も一言。5ページの表ですけれども、イタセンパラは3カ 所で取り組まれていて、これは別にカウントしますよということで、それでいいと思うん ですけれども、中部のほうは環境省が単独で、そして他機関と一緒にやっているのが信越 と近畿となっています。私が聞きたいのは、他機関との連携はしっかりとやっています か、むしろやってくださいということなんです。実は私がかかわっている奈良、紀伊半島 のゴイシツバメシジミですけれども、比較的初期に選ばれたもので、現在では危機的な状 況になっています。一方で九州山地のゴイシツバメシジミはまだ割と健全なんですね。そ ちらのほうは多分林野庁が主体で取り組まれていると思うのですけれども、両地域で一緒 にできるとノウハウが共有できるのにと思うことも多々あります。そういう意味で、各事 業が縦割りで行われていないですかというのが質問です。

ほかはよろしいでしょうか。なければ、たくさんありましたけれども、回答できる範囲でお願いします。

○環境省(松木) まず、背景の部分の予算の御指摘について、ありがとうございます。 一応この資料は、どちらかというと内部向けといいますか、保護増殖事業を実際に実施している地方環境事務所に向けてのメッセージといった部分もあるんですけれども、予算については当然我々としてはふやしていくというか、頑張って獲得していくという認識でおります。前回の科学委員会もそうですし、その都度言っていただいていますので、そういったことも、応援していただいていることを踏まえてきちんと予算要求をしていきたいと考えているところです。書きぶりについては誤解のないようにさせていただきたいと思っております。

個別の種について、幾つか御指摘がありました。アホウドリですとか、オガサワラカワラヒワです。これらについては、既にアホウドリであれば関東地方環境事務所が保護増殖検討会をやっておりますし、オガサワラカワラヒワは保護増殖事業計画はありませんが、関東地方環境事務所の管轄になっておりますので、それらの事務所ともきちんと情報を共有しながら対処していきたいと考えているところです。

ヤンバルクイナの野生復帰の実施状況について、尾崎委員から御指摘があったんですけれども、これについては、事務所に確認したところ、他機関研究者等が主体となって実施していると回答が来ているところです。環境研究総合推進費を使っておりますので、その推進費の予算については確かに環境省が出どころであるというのはあるんですが、実際にそれを使って実施しているのは別の機関であるという認識であります。この表の中では、主体ということで書かせていただいているんですが、野生復帰については各機関が連携をしてやっているものなので、どこが一番メーンでやっているかといった観点でここは書かせていただいているので、その点は御理解をいただければと思っております。

石井信夫委員からあったのが、予算のお話と、これから卒業の見通しが立つものを実際にいろいろと事例を積み上げていく必要があるという御指摘をいただきました。まさにそのとおりだと感じております。幾つかの種、ここに掲げられているものもそうですけれども、ほかにも順調にふえている種もありますので、それらについてやはりプロセスを積み上げていくことが重要になっていくと考えています。今回こういったレビューをすることによって、定量的に評価する方法などを意識しながら、いきなり卒業というのは当然難しいことですので、方法を確立して事例を積み上げていくということをやっていきたいと考えているところです。

御質問の点ですけれども、最後のところで、「種指定の解除がされるような段階でない

場合も同様である」というところですけれども、基本的に種指定というのはレッドリストに基づいて評価をして指定されるもので、レッドリストの評価の基準でいいますと、いつまでたってもランクは変わらないという生き物もいると考えています。ただ、そういったものでも対策をして安定した状況になれば、監視フェーズといいますか、今まで投資をしてきた部分のコストをある程度下げていくようなことを考えているという意味合いでございます。

それから、中村委員から御指摘のあった、やはり場の保全が重要であるという御指摘についてなんですけれども、当然頑張っていきたいと考えているところなんですが、場を守るに当たっても、明快な定量的な目標があるほうがわかりやすく、例えばシマフクロウのように24つがいを目指しますということであれば、どのくらい何をすればいいのかというのが具体にイメージできるようになると考えています。

同じように、今、イヌワシについても全体の目標の検討を行っているんですけれども、 どのくらいの数を目指すかというのを策定した上で、それで各事業主体に、あなたはこう いったことを頑張ってくださいとか、そういった働きかけを行っていくことが重要と考え ております。場の改善も全て環境省で全部やるというのはなかなか難しい現状がある中 で、それぞれ担っている主体に御協力をいただくためにも、そういった目標設定を、まず は第一歩としてやっていきたいと考えているところです。

尾崎委員からもう1つ御指摘があったのが、国内希少種になるとなかなか調査ができにくいといった御指摘もあったんですけれども、そういうことがあってはならないというか、むしろ積極的に進めるべきだということは承知しているところです。そういった中で、今回こういった方針を打ち出しておるわけですけれども、先ほどの話とも重複するのですが、定量的な目標設定をきちんとしていく、そのためには生活史のデータですとか、基本的な生態学的な話をきちんと我々としても知る必要がある。それを踏まえて目標を立てるということで進めていきたいと思います。実際ブレーキになっている事例というのがあるかと思うのですけれども、こちらからの発信がわかりにくい面もあると思いますので、そういったところについては少しずつでも改善をしていきたいと考えています。

ファンドですとか、そういったご指摘もいただいたところですけれども、民間団体との協力関係なども進めていく必要があると考えています。国内希少種ではないんですけれども、例えばオオサンショウウオでは、保全のツアーに参加して、ツアーに参加した人からお金を取って、その一部を保全に回すといった循環の事例もありますので、そういった事

例がふえていけばいいのかと思っております。

成島委員から御指摘があったのは、全くそのとおりだと思いますので、そのあたりの表現方法については、当然生息域外と野生復帰というのは両輪のような形ですし、限定というのも、あくまでもこれは必要なものに限定してやりますよということですので、そういったことがわかるような表現に改めたいと思っております。

最後に、石井実委員から、連携について御指摘がございました。必ずしも全部が全部、 十分にできているわけでもないので、そういったところは今後改善していきたいところで す。例えばアベサンショウウオは、中部地方環境事務所の管内にもいるし、近畿の事務所 の管内にもいるんですけれども、数年前から両者が集まって会合を持つということもして おります。民間団体でも同じような取組が行われているといったところで、一部の種につ いてはそういった取り組みも進んでいるところですし、ゴイシツバメシジミについていい ますと、今年度末に、全国昆虫施設連絡協議会と環境省との連絡会議の中で保全対策のノ ウハウを共有する場を設けようと予定をしているところですので、そういったことも進め ていきたいと考えております。ちょっと長くなりましたけれども、ほかに何か私が答えら れていないところがあれば。

○石井信夫委員 私が最後に質問ですと伺ったのは、今回資料3としてまとめましたよね。これをベースにして、これから何か保護増殖事業の進め方なり、終了のあり方みたいなものを検討していく場ができるのかなと、それはどのぐらいのタイムスケジュールで考えておられるのかなと、それを伺いたかったんです。

○環境省(松木) 大変失礼いたしました。今回この案を策定して、あり方についても今回の議論を踏まえて修正します。それについては、地方環境事務所に示して、こういった考え方に基づいてやってほしいということを示すつもりです。実際にその目標を設定したりだとか、どこまでやるかということを決めるのは保護増殖事業検討会の場になるかと考えておりますので、その中での議論を踏まえてということになっていくと思うのですけれども、具体的な時期やスケジュールというのがお示しできていないという状況ですので、これから事務局サイドでも議論して、地方環境事務所に示す際に、理想的なものを示すことができればと考えております。

先ほど御指摘いただいたように、やはり好事例を積み上げて、卒業できそうなものの例をつくっていくということを進めたいと思います。そうすれば、ある程度スケジュールが見えてくると思っております。

あともう1つ、ちょっとお答えできていなかったところで、保護増殖事業の目標です。 今回個体数がいいのではないかということでお示ししていたところなんですが、先ほど御 指摘もありましたように、DNAだったり、いろいろな要素があると思いますので、その 点はごもっともですので、それもいろいろな指標があって、それを達成していくというこ とがわかるような表現に変えたいと思います。

○石井実座長 よろしいでしょうか。

では、尾崎委員からいきましょうか。

○尾崎清明委員 ありがとうございます。私、小口の研究助成ファンドのことでいいたかったことは、民間と連携ということじゃなくて、環境省内で考えていただけないかということです。

それから、これは言うまでもないことですけれども、希少種に指定したら、寄るな触るなということではなくて、環境省のお考えはそうではなくて、やはり生き物ですから、きちんと調べてモニタリングしてということをバックアップしていただく姿勢が必要だと思うんですね。ですから、そういう意味の助成がいただければという意味で申し上げたんです。

○石井信夫委員 恐らくこの資料3のバックに、レビューした結果のレポートか何かがあると思うんです。特に個人的な関心事項としては、それぞれの事業でどういう目標設定をしているかとか、そのあたりを横並びに見てみると、特定の保護増殖事業にかかわっている関係者にとってもすごく有用な資料だと思うので、それを手に入りやすく見られるようにしておくといいかと思います。ほかの事業ではこういうことをやっているんだというのがわかるのは、とても参考になると思うので、これは要望です。

○石井実座長 ありがとうございました。今の部分は、多分1つ1つについて個票というか、カルテのようなものをつくるという話があったと思うのです。その辺はやっていただけたらと思います。

かなり時間を費やしましたが、委員の皆さん、大変期待が高いところだと思います。特に予算の増額というところは、思いは環境省とも同じだと思うんですけれど。重ねて座長の私からもお願いしますので、議事録に残していただければと思います。私たち委員も応援します。

残り時間が少なくなってまいりました。

その他のところで2件、事務局側から御報告があると伺っております。それでは、続け

て伺ってから、皆さんのご意見を聞きたいと思います。

○環境省(中山) では、報告事項になります。私からは前回の科学委員会で御審議いた だいた国際希少種の状況についての御報告でございます。

前回の科学委員会では、ことし8月のワシントン条約の第18回締約国会議にて条約の附属書が改正されたことに伴いまして、国際希少野生動植物種の追加と削除について御議論いただきました。その後、ことしの11月26日に、種の保存法の国際種として表1にある16種を追加したところでございます。また、表2の4種については削除いたしました。これに伴いまして、国際希少野生動植物に追加された種については、国内で譲渡等に規制がかかっておりますので、この規制開始前に入手された個体等の登録について運用を開始したところでございます。前回の委員会でも、石井座長から、法規制改正前に入手された登録審査について、厳格に運用するようにという御指摘があったところでございますので、粛々ときちんと審査して運用を行っているところでございます。

○環境省(綿貫) 希少種保全推進室の綿貫です。よろしくお願いいたします。

先ほどからも生息域外保全についての話題が出ておりますけれども、それに関連しまして、参考資料 5 について御説明させていただきます。まず、参考資料 5-1 ということで、日本動物園水族館協会、略称 JAZAと、環境省の連携ということで御紹介いたします。

まずここに、協力関係の歩みということで並べさせていただきましたけれども、真ん中あたりに、平成26年、生物多様性保全の推進に関する基本協定書を締結しております。これが現在の連携の柱となっております。平成26年5月22日に締結したんですけれども、項目としてこの4つの柱が位置づけられております。この4つについてこれから具体的に説明させていただきます。

1つ目が、連絡調整会議の開催ということで、連携協定の前からですけれども、平成18年から情報交換を目的に連絡調整会議を開催しております。協定が締結された平成26年度からは、生物多様性保全の推進に関する連絡調整会議ということで域外保全の取り組みですとか、外来種対策、感染症、法規制といった話題について情報を共有してきたという経緯がございます。

2つ目が、絶滅危惧種の生息区域が保全における連携ということで、環境省の本省から JAZAに対して直接発注をしている委託業務ですけれども、今年度の業務内容として は、ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビの3種を対象にしまして、飼育繁殖 による飼育下保険個体群を維持しつつ、技術開発ですとか、データ情報の収集といったことを取り組んでいただき、そういったものをまとめて報告書をつくっていただくことをお願いしております。

加えて、年度ごとに協力のもう少し細かなことについても依頼しておりまして、九州地 方環境事務所が担当しておりますツシマヤマネコと、先ほどの3種類については、そうい う事業にのっとった取り組みを進めていただくこということと、下は具体的な業務が発生 しているわけではないですが、小笠原のカタツムリですとか、各種について連絡調整とか 情報共有のお願いを依頼しています。

さらに、種の保存法に基づく保護増殖事業計画の認定制度によって、ライチョウとツシマヤマネコの2種についてはJAZAに計画をつくっていただきまして、環境省が認定をしているということで、各飼育園館を取りまとめるという役割を担っていただいております。さらに、加盟園館の自主的な取り組みという位置づけですけれども、保護増殖事業計画の確認、認定によって、ここに示してあるアカガシラカラスバト、東京都ですとか、イヌワシ、タンチョウといった取り組みの事例もございます。

3つ目、外来種対策における連携ということで、これは教育普及というのが重要になってくるわけなんですけれども、JAZAの教育普及委員会という啓発部と環境省の外来生物対策室とによる外来種によるブース展示などを行っております。

4つ目で、同じように普及啓発なんですけれども、環境省の生物多様性主流化室が作成しておりますMY行動宣言という、右下のワークシートのようなものですけれども、こういうものの配布や収集ですとか、そのほかの資料もイベント等で配布していただく形で連携をとっております。

続きまして、参考資料 5 - 2 です。日本植物園協会との連携に移ります。こちらはお示ししている日付を間違えているんですけれども、公開するときには、後ほどウェブサイトは差しかえます。平成27年です。JAZAの1年後に協定書を締結しまして、同様に4つの柱を掲げております。この中からピックアップして御紹介させていただきます。

1つ目、絶滅危惧種の生息区域外保全等における連携ということで、こちらも植物園協会に対して委託業務を発注しております。ここに赤字で示した4つの課題を実施しております。こういう実施内容について、公開版、非公開版、双方の報告書に取りまとめるということをお願いしているんですけれども、この背景としては「世界植物保全戦略2010-

2020」において、絶滅危惧植物の75%を生息域外で保全するというのがございまして、この植物園協会も植物多様性保全委員会というのを設置されて、その目標の達成を目指した 活動を実施しているというのが背景としてあります。

その保全における連携ですけれども、課題1ということで、国内希少野生植物種等の生息域外保全手法の検討ということで、協会加盟園が持っていない絶滅危惧植物の国内種というのが600種ほどあるそうなんですけれども、それらのうち大体10種程度を対象に、実際には30種とか取り組んでいただいているんですけれども、調査あるいは情報収集することで、域外保全の手法を検討するというのが1つ目です。

課題2としましては、国内希少野生植物種等の生息域外保全の実施ということで、これは新宿御苑において実施をしているんですけれども、域外保全が不十分な絶滅危惧植物の種子・胞子を対象に一般的な冷凍保存、マイナス20度の保存で長期保存を目指すという取り組みです。

続きまして、課題3が、種子保存に関する検討ということで、先ほどのマイナス20度では保存できない難保存性種子というのがあるんですけれども、液体窒素を用いた超低温保存というのを実施していただいています。協会の加盟園でもある沖縄美ら島財団が実施しております。低温保存が本当にその種に有効なのかという発芽能力試験も、この事業の中で取り組んでいただいています。

課題4として、生息域外保全情報管理システムに関する検討ということで、これが今まさに具体的にいろいろ進んでいるところなんですけれども、京都大学、東京大学との共同開発により、オンラインデータベースと情報管理システムを構築しております。さらに、そういうものが有効かというような意見交換をしたり、ワークショップ研修をしています。

せっかくですので開発中のものを持ってまいりました。ここに、長い英語の名称を略して、DLivECoP(ドライブコップ)と呼んでいるものですけれども、開発中ですのでまだ公開はしておりません。ですが、加盟園によって既に3000を超えるコレクションが登録されています。どこ植物園の何とかという植物を選択すると、その個体の情報が登録されております。これはキブネダイオウという植物ですけれども、分類などの基本的な種の情報ですとか国内のどこで保有されているか、さらに、その個体の由来となる情報が示されております。また、個体固有のオリジナルのQRコードが表示されまして、そういうのを植木鉢に張るとか、種子を保存してある袋に張るという形で域外保全に活用することができま

す。

こちらも同様に、連絡調整会議を平成27年度から開催しておりまして、さまざまな取り 組みについての情報共有をしているところです。

最後に、全国昆虫施設連絡協議会と環境省との連携ということで、こちらは多摩動物公園に事務局が置かれておりまして、昆虫施設が加盟する任意の団体となっております。

平成24年から意見交換会を開催しておりまして、以後、平成25年から、こちらに示してあるモデル事業ですとか、各種調査などさまざまな種類を対象に取り組みを実施しております。現在行っているのは平成28年からのツシマウラボシジミと平成30年からのこの3種類について、保全の事業を取り組んでおります。意見交換会については平成24年からの取り組みということで、こちらも同じようにいろいろな情報交換を行っております。

それから、ツシマウラボシジミの保全についてですが、国内希少種で、保護増計画も策定されている種類ですけれども、その事業として、こちらに掲げたようなさまざまな取り組みを行っております。とりわけ昆虫館にお願いしているのが、足立区生物園、長崎バイオパーク、箕面公園昆虫館での飼育繁殖ということで、昆虫館と連携をしております。

モデル事業としては、国内希少種でありつつも保護増殖事業計画が未策定のフサヒゲル リカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、フチトリゲンゴロウの3種についても、飼育繁 殖技術の確立に向けた取り組みとを行っております。

大変駆け足になってしまいましたが、以上で資料 5 についての御説明を終わります。 〇石井実座長 ありがとうございました。大体これで時間いっぱいになってしまいました。 1 件目が国際希少種、前回出たもののフォローアップということですね。 2 つ目が、日動水と植物園協会と全昆連と環境省との連携のお話ということで、多分質問もたくさんあるかもしれませんが、特にというものがあればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○成島悦雄委員 ありがとうございました。追加ということですけれども、環境省と日本動物園水族館協会だけではなくて、ほかの希少の鳥類を飼育している園館も関係してくるのですが、ことしは余りはやっていませんけれども、高病原性鳥インフルエンザというのがございます。出水でマナヅルとかナベヅルが亡くなっているということもあります。動物園でも2016年ですか、大森山動物園、秋田と名古屋で起きているわけです。結局のところ、ほかの畜産動物の場合は基本的には全部殺す、安楽死させることが原則なんですが、動物園においては希少鳥類がいますので、必ずしも殺すことにはなじまないということに

なると思うんです。それについてはどうするかというと、予防が一番大切で、そういうことが起きた場合にどのように対処すべきかということが非常に重要なわけですけれども、その体制が余り十分に機能していないので、それについて環境省が音頭をとってくださいまして、きのうは上野動物園で担当地区の動物園が集まって、100名ぐらいの参加がありましたけれども、シミュレーションをやりました。我々としても、できる限り殺さないでこの大禍を何とか乗り過ごして、できるものならば治療していくという形でやっていこうと思っておりますけれども、それについて環境省が非常に大きな援助の手を差し伸べてくれるということで、先ほど綿貫係長のお話の中にはこの点がなかったので、追加補足させていただきました。

○石井実座長 ありがとうございます。ほかに特にというのがあればお受けしますが、い かがでしょう。よろしいですか。

そうしましたら本日の議題はここまでということですけれども、委員の皆様、ほかに追加はございますでしょうか。

なければ、環境省のほうに進行をお渡ししたいと思います。

○環境省(田中) 石井実座長、議事進行ありがとうございました。

最後、閉会に当たりまして、大臣官房審議官の白石より御挨拶を申し上げます。

○環境省(白石) 本日は、長時間にわたり御議論いただきまして、また年末のお忙しい時期にもかかわりませず御参集いただきまして、まことにありがとうございます。いろいろ議題がございまして、3つありましたけれども、国内希少野生動植物種につきましては、来年なるべく早く公布、施行を目指して手続を進めていくということでございまして、パブコメをきょうから開始させていただきたいと考えてございます。2020年までの目標として、300種ということで目標を掲げていましたが、これで残り30種程度になるということでございます。

それから、新しい制度として設けました特定第二種制度につきましては、最初の種指定3種類が候補となっていますので、これにつきましては、各地の保全活動が活発になりまして、二次的な自然環境の保全が進むことを期待しているところでございます。最初に、すごく有名なタガメとかが入ってしまったので、これは結構ポピュラーなものなので、組織としてもきちっと販売等の規制がかかるということの制度周知をやっていかないといけないと思っております。

それから、保護増殖事業についてはすごくたくさん意見をいただきまして、ありがとう

ございます。もともと事務方の考え方というのは、保護増殖事業はいろいろやっていまして、目標が十分に設定されてないのではないかとか、横串で見てどうなのだろうかということで、初めて横断的なレビューを行ったということでございますが、環境省の取り組みを含めまして、いろいろ御意見いただきましたので、そういったところも手直しできるところは手直しをして、各事務所と今後の効果的・効率的な事業の実施向けて協議を進めてまいりたいと考えてございます。本日はお忙しいところありがとうございました。

○環境省(田中) それでは、以上をもちまして本日の科学委員会を閉会といたします。 委員の皆様ありがとうございました。